

平成 24 年 8 月 7 日

秩父広域市町村圏組合議会臨時会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

秩父広域市町村圏組合議会臨時会会議録目次

招集告示	1
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のための出席者	4
職務のため出席した事務職員	4
開会・開議	6
議事日程について	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
管理者提出議案の報告	6
管理者のあいさつ	7
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
閉会	18

秩広組告示第16号

平成24年秩父広域市町村圏組合議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成24年8月1日

秩父広域市町村圏組合
管理者 久喜邦康

1. 期 日 平成24年8月7日(火) 午前10時
2. 場 所 秩父クリーンセンター3階大会議室
3. 付議議案
(1) 工事請負契約の締結について

平成24年8月7日

秩父広域市町村圏組合議会臨時会

秩父広域市町村圏組合議会臨時会議事日程

平成24年8月7日午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 管理者提出議案の報告
- 第 4 議案第13号 工事請負契約の締結について

(開会 午前10時00分)

出席議員 (14名)

1番	新井重一郎	議員	2番	高野宏	議員
4番	落合芳樹	議員	5番	江田治雄	議員
6番	出浦章恵	議員	7番	福井貴代	議員
8番	浅海忠	議員	9番	富田能成	議員
10番	若林新一郎	議員	11番	大野喜明	議員
12番	四方田実	議員	13番	齊藤實	議員
14番	新井利朗	議員	16番	小菅高信	議員

欠席議員 (2名)

3番	逸見英昭	議員	15番	黒澤光司	議員
----	------	----	-----	------	----

説明のための出席者

久喜邦康	管理者
加藤嘉郎	副管理者
石木戸道也	理事
大澤芳夫	理事
福島弘文	理事
森真太郎	事務局長
浅見真一	消防長
荒船勇	会計管理者
飯島起也	事務局次長兼会計課長
若林利忠	専門員兼管理幹
富田豊彦	管理課長
今井祐二	業務課長
野澤好博	クリーンセンター所長

職務のため出席した事務職員

富田豊彦	書記長
------	-----

千 嶋 浩 書 記

午前10時00分 開会

○開会・開議

議長（若林新一郎議員） ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、ただいまから秩父広域市町村圏組合議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長（若林新一郎議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○会議録署名議員の指名

議長（若林新一郎議員） まず、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において指名いたします。

16番 小菅高信 議員

1番 新井重一郎 議員

2番 高野 宏 議員

以上3名の方をお願いいたします。

○会期の決定

議長（若林新一郎議員） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○管理者提出議案の報告

議長（若林新一郎議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

書記に朗読いたさせます。

（千嶋 浩書記登壇）

千嶋 浩書記 ……（朗読）……

秩広管発第157号

平成24年8月7日

秩父広域市町村圏組合議会
議長 若林 新一郎 様

秩父広域市町村圏組合
管理者 久喜 邦 康

組合議会付議議案について

本議会に付議する議案を、次のとおり提出します。

記

議案第13号 工事請負契約の締結について

議長（若林新一郎議員） ただいま報告いたしました議案は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○管理者のあいさつ

議長（若林新一郎議員） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。
管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 組合議員の皆様、おはようございます。

きょうも大変暑い日でございます。連日三十五、六度の暑い日がこの秩父地域になり、お体が心配されます。どうぞお体にはお気をつけたいと思います。また、今オリンピックのときで、きのうもなでしこジャパンがいよいよ決勝リーグに、決勝戦に行く。私もライブで見せて、皆様方も大変眠い方もいらっしゃるのではないのかなというふうに思います。そのような日でございますが、本日は組合臨時会ということで皆様方を招集させていただきましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず議員の皆様におかれましてはご出席をいただき、まことにありがとうございます。

さて、本日の臨時会でございますが、今議案の報告がございましたが、秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事請負契約の締結についてという議案1本でございます。この議決をいただきたく、本日招集をさせていただきました。

秩父クリーンセンターですが、思い起こせば平成9年8月の稼働から15年が経過いたしております。そこで、施設の長期運用を図るため、昨年度長寿命化計画を策定をいたしまして、その中で発電設備の新設を位置づけさせていただきました。計画における発電設備につきましては、昨年7月24日、議会全員協議会でこちらからご説明をさせていただき、議会では長野県北信保健衛生施設組合の東山クリーンセンターまでお出かけいただき、発電施設のご視察もいただいたところでございます。

本年2月の議会定例会におきましては、本改良工事の予算をご可決いただきましたので、本年度

に入り手続を進め、日立造船株式会社と仮契約をさせていただきました。本日の臨時会でご審議いただきます議案第13号 工事請負契約の締結について、まさにその議案で、1件のみでございます。工事請負契約業者ですが、日立造船株式会社、契約金額は消費税を含めまして19億9,815万円、履行期間ですが平成27年3月29日まででございます。詳細につきましては、この後事務局より説明をいただきますので、ご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。以上クリーンセンターのことでございました。

なお、せっかくですから、この後、新火葬場建設につきまして議員の皆様にご報告をさせていただきますと存じます。7月定例会以降の経過の内容でございます。まず、7月26日、下宮地町の秩父斎場建設対策協議会総会におきまして、基本協定のご承諾を対策協議会からいただきました。

次の日、7月27日、組合議会の正副議長様にも立ち会いをいただきながら、市役所において対策協議会との基本協定書の調印式を無事に済ませることができました。協定書の内容は、去る7月4日の全員協議会でご説明を申し上げましたとおりでございます。

そして、8月7日、まさに本日でございます。本日の午後7時から、下宮地町民への説明会に私と副管理者様、そして皆野、長瀬、小鹿野それぞれの首長様、理事全員が伺ってご説明をしております。今後具体的な事業着手となりますので、早期完成に向けて鋭意努力してまいりたいと存じます。

なお、このような形で皆様方に経過をご説明できること、これは執行部が一丸となって、副管理者、理事の方が一丸となって取り組んできたことと、もちろん事務局の努力、そして何よりも増して組合議会の議員の皆様が長い目で、また温かい気持ちを持って、温かい目でそれに対して見守っていただき、そして必要に応じて適切なご助言をいただき、そしてさらには下宮地町会へのいろいろなお心がけをしていただいたそのたまものだというふうに思っております。5年の歳月が過ぎましたが、いよいよ調印ということが済んだということは、まさに議会と執行部が一丸となって取り組めたその成果だというふうに思います。今回の組合議会の議員の皆様、そしてまたこれに携わっていただきました数多くの元組合議員の皆様にも、本当に心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

そして、協定を先にやらせていただいたということ、つまり7月27日に協定をさせていただいたということは、やはり議会より先になったということは、これは地元対策協議会とのいろいろな話し合いの中で進めてきた経緯でございまして、そういうふうな経緯をご理解をいただき、組合議会への報告というのが後になったということはおわびをしたいというふうに思います。その事情があったということでご理解をいただきたいというふうに思います。

きょう、繰り返すようですけれども、地元町民と執行部との説明会を行い、そして記者会見という方向に進んでまいります。今までのいろいろな組合議会の議員の皆様にご心から感謝と御礼を申し上げながら、本日の臨時会に対しましての議案説明とともに感謝の意を伝えさせていただきました。

まことにありがとうございました。

○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（若林新一郎議員） これより議案審議に入ります。

議案第13号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 それでは、議案第13号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事請負契約の締結について、秩父広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議決をお願いするものでございます。

ご案内のように、秩父クリーンセンターは平成9年8月より稼働を開始し、ちょうど15年を経過したところでございますが、基幹的設備の更新、改修を行い、施設の安定的な長期運用を図り、長寿命化目標は竣工から30年以上の平成42年度としたいと考えております。

また、発電設備を新たに導入し、熱エネルギーの積極的な回収と有効利用を推進することで、20%以上の温室効果ガス排出抑制を達成することを目的といたしました改良工事を実施したいということで今回の工事請負契約を締結させていただくものでございます。

議案第13号をごらんいただきたいと存じます。まず、1の契約の目的でございますが、秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事でございます。

次に、2、契約の方法でございますけれども、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とさせていただきます。随意契約の理由といたしましては、現在の秩父クリーンセンター建設工事の発注方式は、ごみ焼却処理能力の性能が十分に発揮されることが前提となります。性能発注方式が採用されております。このため、施工者は施設の運営管理下におきまして相応の性能保証を担っていることとされております。ごみ焼却施設は、特許技術を含めたさまざまな設備装置を集合し構成されました複合施設であり、使用機器や部品についても何百点にもわたることから、基幹的設備の改良工事においても、その性能を発揮させるためには施設全体の性能確保が必要不可欠でございます。

今回の改良工事は、基礎を含めた建物はそのまま使用をいたしまして、既存設備において多数存在する健全な機器についても現状のまま使用いたしますことから、新規に設置する機器や更新する機器との両立、互換性に対応する必要がございます。なお、改良工事を実施する場合、2炉あるごみ焼却炉のうち1炉を運転しながら、休止している1炉について工事を実施し、さらに2炉共通設備においては制約された短期間に工事を実施し、完了しなければなりません。

以上の理由により検討いたしましたところ、基幹的設備改良工事を契約するに当たり、これらの要件を満たすには、施設の設計施工メーカー以外の業者においては、技術的、施工期間的にも対応が困難であるという結論になりました。このことから、今回の工事においては設計施工メーカーである日立造船株式会社との随意契約にさせていただきたいということでございます。

3、契約金額は19億9,815万円、うち消費税及び地方消費税が9,515万円でございます。お手元の議案参考資料の見積もり結果概要をごらんいただきたいと存じます。去る7月17日、見積もり発注仕様書に基づき、1者による見積もり合わせを行った結果、第1回目は見積金額が予定価格を上回っております。このため、再度見積書の提出を依頼したところ、業者側で協議いたしまして見積書が再提出され、見積金額が予定価格を下回ったため、この金額をもって契約金額としたいものでございます。なお、予定価格につきましては、消費税額を除きまして19億1,800万円で、落札率は99.2%という結果でございました。

この契約金額につきましては、本工事の見積もり設計図書等の審査業務、さらには工事発注仕様書の作成業務を委託いたしました一般財団法人日本環境衛生センター、この財団法人は本クリーンセンターの建設の際に工事監理、検査も実施していただいている機関でございますが、ここで設計金額の妥当性についての検証を受けております。そして、この設計金額に基づきまして予定価格を設定してございますので、適切な契約金額であると存じます。

4、契約の相手方は東京都品川区南大井6丁目26番3号、日立造船株式会社東京本社環境営業統括部長、小木均でございます。

工期につきましては、本契約締結の日から平成27年3月29日までといたしまして、去る7月18日に仮契約を締結させていただいております。

次に、工事の概要でございますが、お手元に配付してございます資料の工事範囲をごらんいただきたいと存じます。色刷りで書いてございますけれども、まず機械設備工事といたしまして、受け入れ供給設備から給水設備の8項目、その他電気設備工事、計装設備工事、雑設備工事、土木建築工事となっております。各項目の工事対象機器についてそれぞれ色分けをしてございまして、緑色が新設する機器でございます。紫色が全更新する機器、そして青色が部分更新または改造する機器となっております。

主な工事につきましては、次の資料の平面概略図をごらんいただきたいと存じます。こちらにつきましても、工事範囲と同様の色分けをしてございます。この図面は、左側のプラットホームからごみが投入され、焼却、排ガス処理等の流れを図示したものでございます。そして、今回新たに設置いたします一番右側の緑色の発電に係るタービン建屋でございます。この建屋は、本建物の上の段の駐車場隣接地の大型車駐車場付近に建設する予定でございます。

次に、工事の予定でございますけれども、またお手元の資料の基本工事工程表をごらんいただきたいと存じます。ちょっと細かくて大変申しわけございません。まず、契約後に直ちに実施設計を

行います。それと平行いたしまして、焼却炉の運転計画に合わせまして、先行して工事が実施できる箇所については本年10月より一部の工事を実施していく予定でございます。主な工事の開始は、平成25年5月ごろにタービン棟の建設開始からとなりまして、平成26年8月ごろを目途に主な工事を完了いたしまして、発電設備を稼働し、試運転、調整を行いまして、できるだけ早い段階で本格的発電を開始したいと考えております。この発電設備によりまして、年間840万キロワットアワーの発電量を見込んでおりまして、電気を購入する還元額でございますけれども、これ年間で、現在ベースでございますけれども約5,980万円の還元額、そして余った電気を売る還元額でございますけれども、年間で約2,480万円でございますまして、合計の還元額、経費の削減額になりますけれども、年間で約8,460万円となる試算でございます。

以上簡単でございますけれども、議案の説明を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

議長（若林新一郎議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

6番、出浦章恵議員。

6番（出浦章恵議員） 6番の出浦章恵でございます。

今説明をいただきました。まず、疑問に思うのが、これは市民感情だと思いますが、なぜ前回の工事のときに談合された日立造船なのか。このことは、どうしたって不思議に思います。

それで、説明を聞いている中で、この発電設備、自家発電を蒸気を使ってやっていくのだと。これは、今後されていく行為としては前向きなことで、必要なことであるのだろうと、それは思います。それは思うのですけれども、また予算の削減ができると。合計8,460万円の削減だというお話も今ありまして、なるほどと聞いているところもありますけれども、やはり端的に何となくすっきりとして落ちるのかなと、すんと落ちるのかなというふうに私は思いますし、住民からもどういうことなのだというふうな、説明を求めるといような質問がされると思ったというふうに思っています。性能を保証するもので、ここしかないのだということでありましたけれども、確かにこれは専門的なものでありますから、数多く会社があるのではないと、それはよくわかっています。わかっていますけれども、この辺のところもう少しお聞かせいただきたいのと、そういうふうな日立造船というところにすんなりと決めるふうなときに、そういうふうなものはよぎらなかったのか、そういうようなことも当局側からもお考えを伺いたいというふうに思います。

議長（若林新一郎議員） 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 ただいまの出浦議員のご質問でございますけれども、なぜこの本クリーンセンター建設工事、そして談合をしたという日立造船と契約しなければならないのかというご質問かと存じます。

談合事件につきましては、ご案内のように既に和解ということで裁判上の決着はついておりまして、既に和解金等もいただいているということで、この問題についてはもう既に済んでいるというふうに私ども解釈いたしておるところでございます。そして、やはり先ほども出浦議員もおっしゃいましたけれども、この建物をつくった日立造船には、いろんな技術関係でございますとか、また運転をしながら改良工事を実施するというようなことで、やはり性能発注という大前提の原則がございまして、それを維持しつつ改良工事をするというふうなことでございますので、そういった意味ではやはりこのセンターをつくった日立造船との契約をさせていただいて、安全確実に工事を実施いたしまして、一日でも早い発電設備の事業を実施したいという形で、この日立造船との一者随契で今回の契約を締結させていただいたということでございます。

議長（若林新一郎議員） 出浦章恵議員。

6番（出浦章恵議員） 出浦でございます。

これは、聞いても仕方がないことと思いつつ確認をさせていただきます。今までのこの機械を維持しながらやっていかなければならないのでということで、談合されたけれども和解をして、それはもう済んでいるのだと。日立造船だという説明、そのとおり、おっしゃるとおり、そういう説明になるのだろうかということは予想しておりました。

しかしながら、これはこういうことがあった、もうこれに懲りてこういうところとは縁を切るということで、新たなところを見つけるということで、あと莫大なお金がかかるということと言われるのかと思いますけれども、こういう工事するところ、ほかにというのはどういうところがあるのか。その辺のところは全くこれを、その相手が日立造船であってもこれでやっていくしかないのだろうかというふうに至るまでの、皆さんの幾らかそのお考えとか、そういうものも、感情もあるのではないかと思いますけれども、その辺の経過も聞かせていただかないと、これはなかなか、では仕方がないのだなというふうにはならないのだろうと思うのです。確認の意味でお願いをしています。

議長（若林新一郎議員） クリーンセンター所長。

（野澤好博クリーンセンター所長登壇）

野澤好博クリーンセンター所長 ただいま出浦議員の質問でございますけれども、他社との検討はどうされたのかということでございますけれども、クリーンセンターの焼却炉というのは、日本全国に大手メーカーというのは5社ほどございます。先ほど言われたその5社というのが談合に関与しているようなメーカーということもございまして、またクリーンセンターのストーカー炉につきましては他社と違う部分もかなりあります。特許等というのもございまして、特許等にはどのようなものがあるかということがございますけれども、焼却炉から発生する燃焼排ガスを安定的に流れるように制御するようなシステム、それとごみ処理施設に、ごみの排ガス温度を下げるための噴霧ノズル装置、それと焼却炉へごみの投入から焼却炉や排ガスの排出において安定安全な運転を自動で

行うための制御システム、以上のようなものがございます。そういったものもございまして、その特許もございますから、他社になるということになると、先ほど言われました莫大な金額がかかってしまうということもございまして、日立造船がやむを得ないということで、そういう結果になっております。

以上でございます。

議長（若林新一郎議員） 6番、出浦章恵議員。

6番（出浦章恵議員） では、最後にもう一点だけ伺います。

これは、この今までの機械を使いながら、他社の会社でこれからの工事をしてもらって、今までの機械も動かしていただくということはできないのか、その点は確認をしたいと思います。

議長（若林新一郎議員） クリーンセンター所長。

（野澤好博クリーンセンター所長登壇）

野澤好博クリーンセンター所長 出浦章恵議員の再質問でございますけれども、今言われました他社の機械ではこの施設が動かせないのかどうかということでございますけれども、日立造船でつくっている機械というのはほんの一部でございます。さまざまな機械が施設の中にはございまして、そういったメーカーから直接この施設に他社が搬入をすれば、そういった機械が購入ができるのを前提でいけばこういったことも考えられるかとも思いますけれども、今先ほど特許のところの説明をいたしました運転システム、制御システムに関しては他社ではまねできないものでございますので、そういった中で安定したごみの燃焼、あと環境に配慮、要するに排ガスに安定的な、公害を出さないようなシステムということを考えれば、他社の機械では難しいかと思えます。

以上でございます。

議長（若林新一郎議員） 16番、小菅高信議員。

16番（小菅高信議員） 反対して聞くわけではないのですが、この議案書をもらったときに、19億円、約20億円近い金額のものが随契であると。その随契に至る過程というのは、いろいろ事務局長からもお話を聞いて、これはよくわかるのですけれども、我々議会として議決した後に、これが適正だったかどうかというようなことを市民というか、住民の皆さんからご指摘を受けてもいけないので、この工事見積もり結果概要という数字がございましたけれども、私たちは……私たちというか、私は素人ですから、プラントだとか、こういう大きいものについてチェックしろといったってチェックはできないわけです。事務局としても外部機関の入札ではなくて、工事の監督する会社ですか、その辺にアドバイスを受けてたりしてこの金額になっていったのだと思うのですけれども、この金額は、比較検討というのは、これはだれにもできないのです。住民にもできないし、それは責任を持ってこれが妥当であると。どこからどういうご指摘を受けても、これは妥当なのだというふうなことが私にはよくわからないのです。

だから、どうしてこういう金額になったのか。これは、後日だれからどういうご指摘を受けよう

とも、これが盤石のものだと。談合事件のときにも、だれも談合があるなんて思って、当時の議員だって契約した人はいないと思うのです。しかし、時がたってみると、公正取引委員会からああいうふうな指摘があって談合だということがわかって、我々の代になってからその処理をしたということなのですから、これは管理者及び事務局長の段階で、これは後日、だれにどういうふうな指摘を受けようとも、これは適正で正しいというか、適正な額なのだということをもう一度ご答弁をいただきたいと思います。

議長（若林新一郎議員） 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 小菅議員のご質問にお答え申し上げます。

この今回の改良工事でございますけれども、全国的にこういった類似の改良工事がなかなか実施されておらないのです。今回こういった規模の焼却炉で、新たに基幹的設備改良工事に合わせて発電工事を実施するという事例が全国初めてのケースということでございまして、なかなか全国との比較が難しい中でございました。その中で、やはり専門のコンサルタント、先ほどもお話ししましたけれども一般財団法人の日本環境衛生センター、ここで詳細な見積もり設計図書等の審査、ここは全国的ないろんな焼却炉の審査等もしておりますので、そういった機関で詳細な検討をさせていただきまして、またうちの事務局サイドでも検討いたしましてこういった設計金額を設定し、予定価格を設定いたしまして契約したということでございます。契約金額につきましては、そういう意味では妥当であるということでこの請負契約を締結をさせていただきたいということでございます。

議長（若林新一郎議員） 16番、小菅高信議員。

16番（小菅高信議員） 今こういう全国で初めてということをやるときには、やっぱり慎重審議の上にも慎重を期してやったほうが私はいいと思うのです。

これは余談ですけれども、昔西秩父衛生組合という組合がありまして、浄化装置を変えるときに、住友重機械工業の初めての膜処理という施設を入れたのです。西秩父衛生組合では何の問題もなかったのですけれども、同じ住重で長野県に持って行って、それを納品したときにやっぱり汚職事件というのがあったのです。そこのある村では、司直の手が入るといふようなこともあったのだらうと思うのですけれども、幸い小鹿野、西秩父衛生組合としてはそういうのはなかったのですけれども、それも水処理のメーカーとして初めて膜処理という技術でやるということで慎重審議をしたから、我々はそういうことはなかったのだけれども、やはりこの議決に参加するといったときには、何人からもいろんな目で見られたり、それから指摘をされて、あれはまずかったのだと、後日そういうことがないように質問しているので、別に皆さんを責めようとか、そういう気持ちを持ってやっているのではないのですけれども、ちょっとこの件は出浦議員も質問しておりましたけれども、当初から日立1社でやってもらおうと。適正金額を出してもらおうということで、ほかのあれは一切やらなかったと。だから、ほかとの値段の参考、あるいは技術の参考ということは一切とらないで、

当初から日立オンリーでやってきて、それはよくわかるのだけれども、そういうことで何らかの比較対応というのはできない額であるし、できない方法でやったということで理解しておいてよろしいですか。

議長（若林新一郎議員） 答弁よろしいですね。

16番（小菅高信議員） 答弁もらわなくてはだめ。聞きましたよ。答弁要らなければ質問しない。

議長（若林新一郎議員） クリーンセンター所長。

（野澤好博クリーンセンター所長登壇）

野澤好博クリーンセンター所長 ただいまの質問にお答えいたします。

質問のあった件でございますけれども、クリーンセンターの工事費の設計金額の積算につきましては、現在までのプラント設備の定期整備等を実施した結果、あと先ほど言われました日本環境センターの設計金額が妥当であるかとの検証ということで実施しておりまして、基幹的設備の改良事業を実施した他の自治体のごみ処理施設についても調査は実際しております。こういったところで、なかなか他の自治体との比較が簡単にできる状況ではないということですので、工事費の比較が単純にできない状況であったということでございます。そこで、当組合のほうで積算した数字が正しいという判断をもちまして日立造船と随意契約をさせていただいたということでございます。

議長（若林新一郎議員） 9番、富田能成議員。

9番（富田能成議員） 1つ確認させていただきます。

問題意識としては、6番議員と16番議員と同じところですが、日立造船さんでということなのですが、設計施工能力を持っているメーカー自体が日本では多分数に限られていて、かつ最初から日立造船さんがやっているところにつけ足すものなので、最終的にこういう結論になるというのはやむを得ない部分もあると思います。これは理解します。

という中で、1点だけ確認させていただきたいのですが、この短い1年の間に和解契約、それから請負契約という全く異なる契約を1つの契約先とするというのは、これは余り例がないケースのような気がします。そこで1点確認なのですが、昨年度やられた和解契約と今回の請負契約、これに関しては短い期間ですが時期的にもずれていますし、私どもにとっても日立造船さんにとっても、それぞれ別個に判断されたものであるという理解でよろしいでしょうか。つまりそれぞれの契約にもう一つの契約が意趣判断の中に入っているかどうか。入っていなかったと思うのですけれども、いないというのを確認をさせていただきたいと思います。

議長（若林新一郎議員） 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 富田議員のご質問でございますけれども、このクリーンセンターの建設談合訴訟事件の問題と和解と、今回の契約がどういう関係にあるのかというご質問だったと思うのですけ

れども、私どもとしましては談合の訴訟事件の和解は和解で既に済んでいるという理解でありまして、今回の基幹的設備改良工事についての契約については別個のものであるというふうに理解いたしまして、今回の随意契約とさせていただきます。

9 番（富田能成議員） 了解しました。

議長（若林新一郎議員） 4 番、落合芳樹議員。

4 番（落合芳樹議員） 先ほどの答弁で、談合事件と今回の基幹的改良工事、これは別個のものだというふうに考えるという答弁がありまして、さらに基幹的設備改良工事、これはなかなか他の自治体ではそういう例がないので比較することができないというような答弁がありましたが、ただ談合事件のほうで、たしか7月定例会のときに県の補助金の返還金の関係で、加須市でそういう例があるというような答弁を聞いた覚えがあるのですけれども、その加須市ではやっぱりクリーンセンターみたいな同じような、多分そうすると同じごろ、だから15年前ですか。だから、加須市なんかはどうしているのかお聞きしたいと思います。

議長（若林新一郎議員） クリーンセンター所長。

（野澤好博クリーンセンター所長登壇）

野澤好博クリーンセンター所長 ただいまの落合議員さんの質問でございますけれども、加須市での状況はどうかということでございますけれども、加須市では基幹的設備の改良事業工事は予定はされていないということでございます。

以上でございます。

議長（若林新一郎議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」「異議あり」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） 6 番、出浦章恵議員。

（何事か言う人あり）

議長（若林新一郎議員） 暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

議長（若林新一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員会の付託は省略するというので、ご異議なしということによろしいですね。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（若林新一郎議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

6番、出浦章恵議員。

（6番 出浦章恵議員登壇）

6番（出浦章恵議員） 6番の出浦でございます。議案第13号 工事請負契約の締結について、これは反対の立場から討論をさせていただきます。

今皆さんのやりとりがありました。私が思いますのは、談合が行われた日立造船、また新たにここに基幹的設備改良工事をする、お願いをするということでありまして、先ほどのやりとりの中でも出ておりますが、談合の件とは、また今度の新たな基幹的工事の件とは別のものであると。それは、もう和解が成立して、それは済んでいることだという、こういう考えであるということが述べられましたけれども、私はこの点について、市民感情を含めて、談合されたところに新たな基幹的工事をお願いをするということは避けるべきではないかと、それはおかしいのではないかとという声が出てくるのではないかとというふうに考えております。

また、この金額についても、財団法人日本環境衛生センターで妥当性の検証も受けている、適切だというふうに考えているというお話がありましたけれども、どう考えても落札率も109.5%、99.2%、これは高過ぎるのではないかとというふうに考えております。予定価格を下回ったためだというご説明もありましたけれども、一度は談合事件で和解金を払う、こういうようなことを相手方はしているわけで、これでまた取り返しを取られるということにもならなければいいなというふうにも考えられますし、またなかなか金額にはこれはあわせないものだと思いますけれども、談合事件を起こして、反省をする間もなくまた新たな仕事が入ってくると。これは、どう考えても不自然な状況があると思います。これは、先ほど特別なことで制御システム、これは安全にやっていくという意味で、ここしかない、ここがいいのだという説明がありましたけれども、ここ以外のところで同様に安全にやっていくということを考える。そういうところを見つけながら、契約を別のところとしていくことが必要だったのではないかとというふうに私は考えております。これは、市民の皆さんからも不自然だという声が必ず出ると思います。

なかなかまとまりませんけれども、以上申し上げまして、これらすべての理由から、市民にどう説明するのかという思いを申し上げまして反対の意見とさせていただきます。

以上です。

議長（若林新一郎議員） 他に討論ございますか。

(「なし」と言う人あり)

議長(若林新一郎議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(若林新一郎議員) 起立多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

○閉会の宣告

議長(若林新一郎議員) 以上で今期臨時会の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、秩父広域市町村圏組合議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時50分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年8月7日

議 長 若 林 新 一 郎

署名議員 小 菅 高 信

署名議員 新 井 重 一 郎

署名議員 高 野 宏